

令和 5 年 1 2 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分から 1 0 時まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長 1 7 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
1 0 番 新舟 進
1 1 番 長尾 忠
1 2 番 佐野 隆洋
1 3 番 佐藤 正職
1 4 番 渡邊 哲史
1 5 番 太田 篤子
1 6 番 安藤 公男
1 8 番 後藤 環

4 欠席委員
1 9 番 藤田 哲哉

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め 1 3 番 佐藤正職 君、1 4 番 渡邊哲史 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 6 3 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計 8 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (担当)

(議案朗読)

会 長

最初に、議案 5 ページの議第 4 1 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

鷹岡地区 4 5 番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 譲渡人は、高齢化にともない、申請地を耕作管理できなくなったため、農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。
譲受人は、8,700㎡ほどの自作地を所有しており、雇用従事者2名とともに水稲、サカキ、野菜を栽培しているということです。
申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 鷹岡地区45番についてご質問ございませんか。
（質疑なし）
質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区45番についてご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、岩松地区46番、47番、48番の3件は、関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 譲渡人3名は、それぞれ手不足で申請地の耕作管理ができないということで、農業経営の拡大を考える譲受人に申請地を譲渡したいということです。
譲受人は、現在、2,000㎡ほどの自作地を所有しており、ミカンを栽培しています。
申請地と併せて4,100㎡の大部分でミカン、一部で野菜を栽培したいということです。
申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 岩松地区46番から48番までの3件について、ご質問ございませんか。
（質疑なし）
質疑ございませんので、裁決に移ります。
岩松地区46番、47番、48番について、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区49番について、事務局から説明願います。

事務局（担当） 議案には登載されておりますが、大淵地区49番につきましては、一旦は申請書が提出され受けをしましたが、その後、譲受人の体調不良のため、取り下げの手续が取られたことを報告いたします。

会 長

このことについて、何かご質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑ございませんので、それでは、進めさせていただきます。
須津地区50番について、事務局から説明願います。

事務局(担当)

(議案朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員(担当)

譲渡人は、市外に住んでいるために耕作管理できないことから、利用権で申請地を耕作管理してきた譲受人に申請地を譲渡したいということです。
譲受人の自作地は3,700㎡ほどですが、借入地を合算する約14,400㎡を耕作管理しており、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局(担当)

本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

須津地区50番についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
須津地区50番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、須津地区51番について、事務局から説明願います。

事務局(担当)

(議案朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員(担当)

贈与者は、高齢化にともない耕作管理ができないことから、中間管理機構をつうじて7年間貸し付けてきたが、相続人もいないことから、申請地を受贈人に贈与したいということです。
受贈者は、借入地を含めて約6,000㎡ほどを耕作管理しており、引き続き水稲、お茶、ミカンを栽培していきたいということです。
申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局(担当)

本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

須津地区51番についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
須津地区51番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。
次に、議案8ページの議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について 審議をお願いします。

伝法地区37番について事務局から説明願います

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 賃貸人である法人事業所の駐車場の収容台数が道路の拡幅にともない減少することから、その代替として賃貸人と賃貸借契約を結んで申請地を駐車場として利用したいということです。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、申請地が東名高速道路富士インターチェンジから300m以内であり、公共施設、公益施設の整備の状況が省令で定める程度に達しており、第3種農地と考えます。
また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 伝法地区37番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区37番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、須津地区38番について、事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委 員（担当） 申請地の周辺の住宅で駐車場が不足していることから、譲渡人は、申請地を土木業を営む譲受人に譲渡し、譲受人は貸駐車場として整備したいという趣旨の申請です。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局（担当） 本案件は、宅地の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。
また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 須津地区38番についてご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
須津地区38番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案9ページの議第43号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。

鷹岡地区18番について事務局から説明願います。

事務局（担当） （議案朗読）

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員（担当） 昭和46年以前、居宅の建築以来、農地法に不案内であったために手続きをしないまま、居宅の一部、倉庫が農地を占有した状態で、住宅敷地の一部として利用してきた趣旨の申請です。

会長 鷹岡地区18番についてご質問ございませんか。
(質疑なし)
質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区18番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、大淵地区19番について、事務局から説明願います。

事務局（担当） (議案朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員（担当） 従前は一団の農地であったものが、道路整備により分断されて以来、農地としての機能を失い山林となってしまうということが判明したという趣旨の申請です。

会長 大淵地区19番についてご質問ございませんか。
(質疑なし)
質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区19番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。
次に議案10ページの議第44号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局（担当） (『富士市農用地利用集積計画明細』を説明)

会長 ご質問ございませんか。
(質疑なし)
質疑ございませんので、採決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
次に、議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局（担当） (議案朗読)

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当） (議案朗読)

会長 以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

|

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員
